

審議（会議）結果

審議会等名称 第 371 回 神奈川県開発審査会  
開催日時 令和 3 年 1 月 19 日（火） 10:00～11:05  
開催場所 県庁新庁舎 8 階 議会第 4 会議室  
及び職場、自宅等からのリモートアクセスによる Web 参加  
出席委員 （会長）田中治（会長職務代理）川口和英  
板垣勝彦、佐藤茂樹、古賀紀江、栄居学  
次回開催予定日 令和 3 年 5 月  
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 坂口  
掲載形式 議事概要  
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため  
審議（会議）経過

1 開発許可等申請（一般案件）について

都市計画法に基づく付議案件 2 件の審議を行い、承認された。

(1) 第 5344 号（提案基準 10：便所・物置）＜公開＞

建築指導課から、県西土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

（委員）本件の墓地は共同墓地なのか。

（県西土木）共同墓地は、本件の墓地の北側から東側にかけての部分である。本件の墓地は共同墓地ではなく、寺院の墓地であり、土地も寺院の所有地である。

（委員）共同墓地と寺院の墓地が隣接しているという理解でよいのか。

（県西土木）そのとおりである。

（委員）本件の墓地の場合、祈念のための施設はここにはなく、儀式等は寺院で行うのか。また、隣接する駐車場が西側にあるが、この駐車場は誰を対象にしているのか。

（県西土木）本件の墓地は墓参りをするだけの場所で、儀式等は別の場所で行う。また、駐車場については、西側の全ての駐車場がこの墓地の利用者の駐車場になっており、共同墓地の利用者は対象ではない。

（委員）既存の建物は元休憩所だったという説明であったが、その機能は全くなくなるのか。

（県西土木）休憩所は現在、物置として利用されているので、休憩所の機能がないと

しても、現在と変わらない。

(委員) 本件は既存の施設を解体して新たな施設を建てると一定の工事になると思われるが、西側の町道が幅員 4.31 メートルと非常に狭いため、工事用の車両をどこに置いて作業を進めるのか。

(県西土木) 車両の駐車場所は、既存の建物と今回建築する建物の間を使うことになる。

(委員) 道を挟んだ西側は、図面 2 では樹園地だが、図面 3 では駐車場になっている。図面 2 によると申請地周辺には田や樹園地が展開されているようだが、西側の町道は非常に幅員が狭いので、工事に伴って、農作業で通行する場合に支障が出ないように十分に配慮等をお願いしたい。

(県西土木) 施工業者に当方からその旨を伝える。

(委員) 本件は既存の建物を壊して、新しくトイレ 2 つと物置を設置するもので、結果として、申請には直接関わらないが、墓地が増えることになるというものか。

(県西土木) そのとおりである。

(2) 第 5345 号 (提案基準 18 : 専用住宅 (6 区画)) <公開>

建築指導課から、平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

(委員) 申請地には以前は何が建っていたのか。

(平塚土木) 以前は大きな住宅敷地があり、その一部において、線引きの目前に道路位置指定を受け、道路を造った上で宅地造成が行われた。貸家 8 軒の建築確認申請が出され、そのうちの 7 軒の住居が建築された。

(委員) 計画ではかなり盛土を行い、擁壁の天端まで地盤を高くしており、渋田川との間に擁壁が続くが、これらの擁壁は全部新設なのか、既設のものもあるのか。

(平塚土木) 当該擁壁については、図面 5 の造成計画断面図では 3 つの断面図がある。これらの全てにおいて右側に渋田川が存する位置関係になる。3 つの図面とも、盛土に接する開発区域内にある L 型擁壁は新設、その右側の練積み擁壁は既設の擁壁になる。

(委員) かなり擁壁の工事が行われると理解すればよいのか。

(平塚土木) そのとおりである。

(委員) 図面 4 では隣地との間にも前述のものより低い擁壁があるが、当該擁壁は新設なのか。

(平塚土木) ご質問の擁壁は図面 6、7 に記載のものと思うが、お話しのとおり新設である。

(委員) 申請地は渋田川沿いにあるため、盛土をして地盤を高くする計画であるが、

今まで自然災害の状況はどうだったのか。また、造成後、将来どのようになるか、現在可能な推論があれば教えてほしい。

(平塚土木) 今回の開発区域についての水害の記録はなかった。なお、図面2の、開発区域の西側にある寺院で床下浸水の被害があったという記録がある。また、伊勢原市のハザードマップによると、浸水深が1メートルから2メートルの区域となっているように見えることから、将来浸水が起こる可能性はゼロではないと当方では思っている。

- 2 「市街化調整区域における障がい者福祉施設（通所施設等）の設置に係る取扱指針及び取扱基準」の改正について <非公開>

標記について審議を行い、承認された。

- 3 その他 <非公開>

次回の審査会の開催時期等については後日調整することとした。